

# 東日本大震災復興特別貸付の概要(平成26年度)

別紙2

利用対象者	貸付限度額・貸付期間・据置期間	貸付金利
<p>①今般の地震・津波等により直接被害を受けた中小企業者／原発事故に係る警戒区域等(注1)内(警戒区域等として公示されたことがある区域を含む)の中小企業者</p>	<p>a) 貸付限度額                      【日本公庫(中小事業)】 3億円(別枠)                      【日本公庫(国民事業)】 6,000万円(上乗せ)                      b) 貸付期間 最大20年(設備)、15年(運転)                      c) 据置期間 最大5年</p>	<p>ア) 金利引下げ措置                      ・基準金利(注2)から▲0.5%。                      ・ただし貸出後3年間・1億円(国民事業は3,000万円)までは、基準金利から▲1.4%。</p>
<p>②上記①の事業者等と一定以上の取引のある中小企業者</p>	<p>d) 貸付限度額                      【日本公庫(中小事業)】 3億円(別枠)                      【日本公庫(国民事業)】 6,000万円(上乗せ)                      e) 貸付期間 最大15年(設備、運転)                      f) 据置期間 最大3年</p>	<p>イ) 金利引下げ措置                      ・基準金利(注2)から最大▲0.5%(注3)。                      ・ただし貸出後3年間・3,000万円までは、基準金利から最大▲1.4%(注4)。</p>
<p>③その他の理由により、業況が悪化している中小企業者(風評被害等による影響を含む。)                      ※上記①②の該当者は、本措置も利用可能。</p>	<p>g) 貸付限度額                      【日本公庫(中小事業)】7.2億円(別枠)                      【日本公庫(国民事業)】4.8千万円(別枠)                      h) 貸付期間 最大15年(設備)、8年(運転)                      i) 据置期間 最大3年</p>	<p>ロ) 金利引下げ措置                      期間限定なく、基準金利(注2)から最大▲0.5%(注3)。</p>

注1: 警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域  
 注2: 平成26年3月現在、貸付期間5年の場合で、中小事業は1.60%、国民事業は、1.90%。  
 (貸付期間が長くなれば金利も上がります。なお、基準金利は毎月1回改定。)  
 注3: 売上等減少で▲0.3%、雇用の維持・拡大で▲0.2%。  
 注4: ▲0.9%は自動的に適用。さらに、注3の引下げが可能。  
 注5: 上記①・②の貸付限度額は、双方合算して上記の限度額となります。  
 注6: 上記①・②について保証人不要(国民事業は第三者保証人不要)時の上乗せ利率を免除。  
 注7: 商工中金の危機対応業務(中小企業向け)は、中小事業と同様の内容で実施  
 注8: 注3の金利引き下げ措置については、前4年のいずれかの年の同期の売上高等との比較により適用することとなります。  
 ※上記①～③の他、自己資本が毀損した中小企業に対して、資本性を有する長期資金(一括償還型)を供給する『震災復興支援資本強化特例』の利用が可能です。  
 ※平成25年度より特定被災区域に事業所を有し事業活動を行うものであり、かつ、①から③のいずれかに該当するものが対象。